

令和 3 年

熊野町農業委員会

議事録

第 10 回

熊野町農業委員会

令和3年第10回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和3年12月20日（月）午前9時

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員（10人）

委員	1番	庄賀	深雪
委員	2番	福垣内	信行
委員	3番	菅尾	寛治
委員	4番	井尻	隆雄
委員	5番	立花	宏保
委員	6番	木原	哲男
委員	7番	橋川	勝則
委員	8番	空田	忠
会長職務代理者	9番	原	恭博
会長	10番	中村	家隆

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	稻垣	寿計
委員	佛圓	治徳

6. 議事録署名委員（2人）

委員	6番	木原	哲男
委員	7番	橋川	勝則

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堀野	准
課長補佐	諏訪本	壯太
書記	竹内	浩喜

会議の概要

議長	<p>ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和3年第10回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。</p> <p>6番 木原委員、7番 橋川委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。</p> <p>事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(議事日程 朗読)
議長	<p>日程第1、議案第44号「熊野町農業経営基盤強化促進基本構想の変更に係る意見照会について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第44号の熊野町農業経営基盤強化促進基本構想の変更に係る意見照会について、熊野町長から意見照会がございましたのでこれについて改正の内容でありますとか、概要について説明させていただきます。</p> <p>基本構想につきましては、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、定められたものであります。本町におきましては平成22年の4月に定められたものです。</p> <p>基盤法第6条第4項と施行規則第2条に、「基本構想を定める場合、または、変更をしようとするとき、町は、農業委員会と農業協同組合の意見を聴かなければならない」ことが定められておりまして、このたび熊野町の方から農業委員会に対し照会がありましたので、意見を付して回答することとなっております。</p> <p>それでは、基本構想の概要などについて、簡単にご説明いたします。別冊にあります、基本構想をご覧ください。</p> <p>概要から説明しますと、基本構想とは、基盤法にもとづき、「町の農業構造を確立させるために、効率的で安定的な農業経営をめざす、町の基本的な方針」を定めたもので、町の農業構造等の、今後10年間の見通しと農業振興の方向性を明らかにするため、担い手の確保や育成、農地を集積させていくことについてなどの方針について定めた内容となっております。</p> <p>今回改正になった理由としましては、基本的に基本構想は広島県が定め</p>

ており、それに付随して各市町も定めております。

広島県は、令和3年3月30日に基本構想を変更しており、今回の町の基本構想の改正につきましても、県の変更に則った形で変更を行うことが必要となったことによるものです。

改正の内容につきましては、熊野町は前回平成26年9月に変更されており、7年ほど経過しておりますこの間には法律の改正や制度の変更がありまして、それらを併せて修正、改めているといった内容となっております。

では、構想の中に記載されていることについて説明します。

別冊の1ページから4ページに、(第1)農業経営基盤の強化の促進に関する目標について記載しております。具体的に申しますと、町の認定農業者として認定するための所得目標や年間総労働時間、年間所得といった目標について、定めてあります。

改正の内容としては、○○○○○関係に、特化して記載があったため、それだけこの会社に対する期待も大きかったあらわれかもしれません、○○○○○に関する記載を削除したほか、法改正等に基づき、字句の修正等をおこなっております。

また、農業従事者を確保することに対して、支援していくこと、その一方で、他の市町でもあることですが、補助金の取得だけを主な目的とする者があったり、認定農業者が経営悪化により経営破綻した例を踏まえ、その者が地域農業に寄与し、農業に真摯に取り組むことが出来るものかを、関係機関と連携して審査することを独自で規定しております。

次に5ページから14ページに(第2)農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本指標として、記載されておりますが、第1で定めた主たる農業従事者、認定農業者ことを指しますが、1人あたり年間農業所得500万円、これは地域の他産業に従事する者なみの所得にあわせる形になっていますが、この目標を達成するため、H26以前から、農業経営の指標としてあげられたものですが、今回も、安芸農業協同組合と相談して定めたものですが、非常に規模の大きいものとなっておりまして規模的な内容などは、実際は町の実情にあわない内容となっております。しかし、500万円という目標を達成するためにはこの規模が必要ということで、

前回、前々回も同様に記載しており、この度も変更はしておりません。

次に15ページから16ページまでは、(第3)効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項として、農地中間管理機構を活用するなど、農地を担い手に集約することを目標として規定されています。

改正内容としては、字句の修正や県方針に則った改正を行った内容となっておりますが、実際の運用としては、○○○○○が倒産して以来、農地はごく一部を除いてほとんどが所有者へ返還され、活用がなくなり、今後の運用も難しくなっている状況です。

17ページから25ページまでについては、(第4)農業経営基盤強化促進事業に関する事項として、本町の農業生産基盤の強化に取り組むため、農地の集積を推し進めるため、利用権設定促進や農業従事者の育成等のほか、それらの推進体制などの事項が記載されておりますが、今回の主な改正変更としては、法改正や制度名称の変更等に基づき、字句の修正等を行ったものとなっております。

26ページは、(第5)その他となっておりまして、必要な改正があつた場合には別に定めるといった規定があり、こちらは、改正はありませんでした。

最後に施行期日を定めた附則があり、基本構想の概要については、以上でございます。

一応、こちらの内容は県には未然にあらかじめ、提示しており、担当レベルでの協議は整っているものとなっております。

では、今後の手続きについてですが、本手続きをもって、この内容で基本構想が変更となるわけではなく、今回の総会でご承認を頂いたとしても、別途で安芸農業協同組合へも意見照会をしておりますので、その中で変更がある場合があります。

また、県知事に対し、改めて協議を行うことが法律上、必要となっております。県の同意が得られた場合は、縦覧公告して、最終的に3月までに改正を終え、一連の手続きを終了させたいと考えております。

説明につきましては、以上でございます。

議長 ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。

井尻委員	<p>今回で改正が3回目になっておりますが、この別冊資料を見たときにどこが改正されているのかがよくわからない。新旧を書き添えるなど、一目で改正がわかるようなものは提示できないのか。</p> <p>説明されてもどれだけ理解ができるものか、対照表みたいなものがあるほうがよいのではないか。</p>
事務局	<p>井尻委員の仰るとおりでございます。通常改正する場合には、新旧対照表を作成して説明するのが本来だとは思います。今回の場合冒頭でも申し上げましたが、法律や制度の変更に伴う修正が主であったため、なおかつ、修正の範囲が多岐にわたって膨大なものになったため、新旧対照表は資料が多く分かりにくいくことから添付いたしませんでした。</p> <p>差し支えなければ、作成しますので、それをもってご確認いただければと思うのですがいかがですか。</p>
井尻委員	あくまで提案でした。改正箇所に印でもあればと思いました。
議長	<p>事務局としてはどういった対応をとりますか。</p> <p>一般的には改正の際には、下線を引いて改正箇所を明確にするなどいろいろな方法があるかと思います。</p> <p>項目だけや表現だけでも変更があったようなところはありますか。</p>
事務局	そういった変更もありますし、改正について県と何十回も協議を重ねたので、複雑になってしまっている部分もあるので整理が必要になります。
議長	作りようがないということか。
事務局	作成は可能です。
井尻委員	今回の改正点だけで赤で印つけるとかは。
事務局	<p>ほとんど全てが修正のため、真っ赤な状態になるかと思います。</p> <p>7年間改正がなかったため、相当な修正箇所になります。</p>
井尻委員	そうだとしたら、注意書きしとくとか、何か示さないとどこが改正したのかがわからない。
事務局	まずは新旧対照表を作成いたします。
議長	<p>前回の改正が7年前で前々回のときと比べて改正までの期間が長くなっているが、何か理由はあるのですか。</p> <p>例えば、2年ごとに改正するとか行えば、大幅な修正もなかつたわけだ</p>

	と思うのですが。
事務局	県の構想は市町の構想と関連性が強く、県の改正を待っていたため改正はできていない。県の方向性を示してもらう必要がある。今回でいうと、令和3年に県が改正したので、それに基づいて市町も改正するという形だと思います。
議長	前々回までは2年ごとだったのに、今回は間隔が開いたのには理由があるのですか。
事務局	具体的な理由まではわからないですが、災害等の理由があつて見直せなかつたというのもあるのではと思います。
議長	新規で作り直すということはできないのか。 間隔がこれだけ開いたということは、前のときからずいぶん変わつたということよね。
事務局	そうですね。全部改正という手法もあったと思います。
議長	新しいものを提示したほうが早いということよね。
事務局	この計画というのは10年間の計画になっており、平成22年に策定され、その後10年が経過したということでこの度改正になっております。 その間に小さな字句が変更になったとかについては、近年改正ができなかつたということだと思います。
議長	新旧対照表を作成することはできるのか。
事務局	作成は可能です。項目一つが丸々なくなるとかもありますので、そういった対照表を作ることになるかと思われます。
議長	そうなつたら、ほぼ全部変えんにやいけんということよね。
事務局	それに近い作業になると思います。
議長	今回約束して新旧対照表を作成すると言っても、前のを見てくださいでは済まないのか。それしかないので。 作業のことを考えると、膨大になるので事務局の負担を減らすことを考えると、前回のを提供するでよいのでは。
事務局	前回のを見え消しにして、前後の修正が明確にする方法ではいかがでしょうか。それであれば、早めに作成できます。
議長	できる方法でお願いします。

事務局	年末ぐらいの送付で大丈夫でしょうか。
議長	お任せします。 他に質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	他に質問がないようですので、お諮りします。 議案第44号「熊野町農業経営基盤強化促進基本構想の変更に係る意見照会について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第1、議案第44号「熊野町農業経営基盤強化促進基本構想の変更に係る意見照会について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第2、議案第45号「熊野町農業委員会事務局規程の制定について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第45号の熊野町農業委員会事務局規程の制定について、説明いたします。 これまで熊野町農業委員会事務局規程を制定していなかったため、これまで運用してきたことを整理してこの度案のとおり制定したいと思います。 全部で11条あります、内容を説明します。 第1条は熊野町農業委員会の事務局の組織、文書等の取扱等に関し、必要な事項を定めること。 第2条は、委員会の事務を処理していくため、事務局を設置すること。 第3条は事務局に事務局長、及びその他の職員を置くこと。 第4条は、事務局長は会長の命を受け、事務局の事務を掌理し、事務局職員を指揮監督すること。 第5条は、事務局の事務分掌の記載がされております。 第6条は、委員会の事務は、すべて局長を経て会長の決裁を受けること。 第7条は、第6条の規定にかかわらず、第7条で定めた事項を専決する

	<p>ことができる。また、第7条第2項については、農地法第3条、4条、5条の届出及び不受理について専決できること。</p> <p>第8条は第7条第2項で定めた届出の専決について直近の委員会で報告すること。</p> <p>第9条は第7条に定めた事項について事務局長が不在の際には、上席の職員が代理決裁すること。第2項には代理決裁した際は、速やかに局長の後聞をうけること。</p> <p>第10条は、熊野町の関係例規に準用すること。</p> <p>第11条は、この規定に定めるほか、事務局の運営に関することは会長が別に定めること。</p> <p>以上簡単ではございますが、今回制定する熊野町農業委員会事務局規程の内容となっております。</p> <p>施行期日は、本日の農業委員会で決定されると、令和4年1月1日より施行することとしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第45号「熊野町農業委員会事務局規程の制定について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第2、議案第45号「熊野町農業委員会事務局規程の制定について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第3、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第46号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>本案件につきましては、同申請者より農地法第3条の許可申請が2件申</p>

	<p>請されております。所有権移転が1件と、貸借権設定が1件の申請となつております。</p> <p>権利設定が所有権移転を予定している萩原〇丁目〇〇〇〇〇番〇は、〇〇〇〇〇の北側にある登記地目、田、現況は畠の1筆でございます。</p> <p>貸借権設定を予定している萩原〇丁目〇〇〇〇〇番〇は、県道矢野安浦線沿い萩原地区にある〇〇〇〇〇の北側にある登記地目、田、現況はビニールハウスが設置してあり畠としての利用を確認しました。</p> <p>譲り渡し人は、農地を複数所有していますが、高齢により管理していくことが困難になり所有している農地の一部を活用してもらいたいとのことです。この度、譲り渡し人の〇〇氏が所有する土地の中で一番面積の大きい土地を所有権移転で渡すことです。譲り受け人は、営農を行っていくためもらいうけるそうです。</p> <p>申請書によると現在、譲り受け人は、農機具の保有状況からは、耕作能力に問題はなく、農作業へ常時従事日数は年間300日との記載があり、問題ありません。</p> <p>下限面積につきましては、この度2件の許可申請の合算により1,000m²以上となるため基準を満たすこととなります。</p> <p>周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>稻垣委員、お願いします。</p>
稻垣委員	<p>12月14日に事務局と現地を確認してきました。</p> <p>1つ目は、所有権移転を行う予定である、976m²の土地でございますが、現状は既に耕作がされている状態で、一部防草シートがされており、土地全体の活用ではないですが、ほとんど管理されている状態の農地ですぐにでも耕作が開始できると思われます。譲り受けられる〇〇さんは現在熊野町で耕作されており、今後申請地を管理していくことについては農業を行う上で問題はないと考えられます。</p> <p>もう一か所の1筆の貸借権設定を行う予定の萩原〇丁目〇〇〇〇〇番〇</p>

	<p>の土地でございますが、ここは、現状ビニールハウスによる栽培が見られました。今後もこのビニールハウス内で苗などを育てていくのではないかと思いました。</p> <p>今回所有権移転にて取得される土地のみでは下限面積の1000m²の基準が満たないため、5年間の貸借権設定を行い萩原〇丁目〇〇〇〇〇番〇を借り受けるそうです。</p> <p>譲り渡し人は、町内に農地を複数所有しているが、高齢により管理が難しくなったとのことです。年間従事日数につきましても300日との記載があり、矢野の方から車で通うとのことで体力面においても問題ないと思われます。</p> <p>権利設定が所有権移転である土地については、井戸のようなものがあり水もちゃんと利用できるということで問題はないかと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
原委員	〇〇さんという方は若いんじやろ？
事務局	今回申請者の〇〇さんは70代です。
原委員	若いかどうかは個人の捉え方次第じやけんの。 なかなか意欲的な人ですね。わかりました。
議長	他に質問がないようですので、お諮りします。 議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第3、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第4、議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第47号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明い

	<p>たします。</p> <p>申請地は、安芸区阿戸との境にある〇〇〇〇〇南付近に位置する登記地目、田1筆でございます。</p> <p>譲り受け人は、今回申請地の隣接地に土地を所有しており今回の取得分と併せて、経営規模拡大のため所有権移転にて譲り受けようとしております。</p> <p>現在、譲り受け人は、農機具の保有状況からは、耕作能力に問題はなく、農作業への常時従事日数は夫婦ともに年間200日との記載があり、従事日数150日以上の基準を満たしております。</p> <p>下限面積につきましても、1000m²以上の農地を所有しており問題ありません。</p> <p>周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>佛圓委員、お願いします。</p>
佛圓委員	<p>12月8日に事務局の方と一緒に現地を確認しました。状況を報告させていただきます。</p> <p>新宮の一番端である阿戸と境になるこの場所についてですが、黒瀬の方に向かう県道を西側に200メートルほど入ったところに所在しており、県道に接しております。</p> <p>面積は300m²あまりで、田が3筆並んでいる真ん中にあります。現状は枯草が残っているようでしたが、今年は稻は作られていないようでしたが、去年あたりは何か作られているようで、一年間休まれたことで雑草が残ってしまっているのだと思われます。田んぼとしては一回トラクターを走らせればすぐにでも稻作ができるような土地でした。したがって、雑木が生えているだというようなことは一切なく、非常に整った土地でした。</p> <p>今回譲り受けられる方は申請地の隣に、自分の農地を所有しており、今回取得することで非常に作業効率が良くなるのではと思われます。</p> <p>県道に接していると同時に、反対側は町道にも接しておりますアkses</p>

	<p>スが非常によく、譲り受け人は自分の田んぼを広く使うことができるのではと思われます。水の条件も両側に水路があり、畑よりも今自分の土地で稲作されているものを拡大することで好都合になるのではないかと思います。</p> <p>農業用の機械類についても、トラクター、コンバイン等の稲作用の機械が充実しており、他の人に頼んで稲をすいてもらうこともないと思います。今後は荒れるようなことはないかと思われます。</p> <p>海上側の県道から南側については山が非常に近く、山が荒れると同時に農地が荒れるという条件も多いのですが、今回の場合自分の所有する農地に隣接していることで管理も行いやすく、農業規模拡大としてはよいではと思われます。</p> <p>以上が現場を確認した報告でございます。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第4、議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第5、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第48号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、先ほど説明を行った議案第47号申請地から西側に位置する登記地目、畑1筆でございます。</p> <p>現況は土地の大部分が休耕状態でございましたが、1本柑橘類の果樹がありました。譲り受け人は、隣接地の自作農地と併せて、経営規模拡大の</p>

	<p>ため所有権移転にて譲り受けようとされております。譲り渡し人は今後も耕作見込みがないとのことで譲り渡したいとのことです。</p> <p>現在、譲り受け人は、農機具の保有状況からは、耕作能力に問題はなく、農作業常時従事日数は申請者本人が 150 日、世帯員である母親が年間 250 日との記載があり、問題ありません。</p> <p>下限面積につきましても、1000 m²以上の農地を所有しており問題ありません。</p> <p>周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>佛圓委員、お願いします。</p>
佛圓委員	<p>本件につきましては、現状は果物の木が一本生えておりました。面積が 40 坪あまりで、土地の形状は傾斜となっております。したがって、田んぼとしての利用は困難であると思われ、畑として登録されているのだと思われます。畑として使うにしても、隣接地に昔建売住宅で作られたような家が 2 件あり、荒らしていると 2 件の家に迷惑がかかりますし、所有者の方もそこまで管理が行き届いてなかったと思われます。柚子の木が一本ありましたが、放置状態でして今後所有権移転に伴い、家庭菜園等で活用すれば、近隣住宅にも迷惑かけることもなくなるのではと思います。</p> <p>町道に接しており、作業にも問題はなく、2 件の家の方は新しい所有者になって手入れしてもらうことで喜ばれるのではないかと思います。</p> <p>奥に田んぼがあるのですが、そこの通路として購入されたのかと思いましたが、もう一本裏側に道があるのでそういう意図ではないのかと思いましたが、手持ちの耕運機等も両側の道から入ることができるので便利になるのではと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。

	議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第6、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第49号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、新宮地区にある〇〇〇〇〇から南西にあるバス停の隣接地にございます登記地目、田1筆で、現況は稲刈りを終えた状態でございました。</p> <p>譲り渡し人は、管理が難しいとのことで譲り渡したいとのことです。</p> <p>申請書によると現在、譲り受け人は、トラクター2台、耕運機、コンバイン等の農機具を保有しており、耕作能力に問題はないと考えられます。</p> <p>農作業への常時従事日数についても申請者本人が年間300日となっており、基準を満たしております。</p> <p>下限面積につきましても、1000m²を超える農地を所有しており問題はありません。</p> <p>周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>佛圓委員、お願いします。</p>
佛圓委員	<p>本件につきましても、12月8日に事務局と現地を確認してきました。</p> <p>県道に接しており、1メートルあまり低い位置にあります。阿戸方向に向かって右側で、約2年前水害があった場所で山が流れて、民家が2件被害</p>

	<p>ありましたが、その下に位置します。現地確認したときにはきれいに稲が刈ってあり、次の稲作ができるような準備がしてありました。周辺はほとんど耕作がされており、所有者の方は向洋の方で、譲り受けられる方は既に耕作されていたのではないかと思われます。</p> <p>県道にも接しており、非常にアクセスが良く、今後荒れるようなこともないのではないかと思います。今回向洋の方が地元の人に譲ることになれば、熊野の農業のためにも良いと思われます。</p> <p>何ら問題はないかと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第7、議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第50号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、萩原地区、○○○○○の西側に位置する登記地目、田5筆でございます。現況は背丈の高い雑草が生え休耕状態の土地でございました。転用目的としましては、太陽光パネルの設置となっております。</p> <p>譲り渡し人は、申請地について15年以上耕作を行っておらず、今後も耕作の予定はないとのことです。耕作することは難しいため、農地以外の別利用での土地活用を行いたいと考えるようになり、太陽光パネルを設置したいという業者の思いをくみ取り、この度譲り渡すことです。</p>

	<p>申請者から提出のあった被害防除措置計画書によると、土地造成は行わず、草刈程度のみを行い、現状のまま利用することです。</p> <p>その他申請書及び添付書類に不備は無く、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、許可相当であると判断しております。</p> <p>以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>稻垣委員、お願いします。</p>
稻垣委員	<p>農地法第5条の許可申請について、現地を確認しました。〇〇〇〇〇の駐車場から道を挟んだ正面に所在しています。現状は15年以上耕作がされておらず、かやが生えており、ある程度手を加えないと農地への再生は困難であるような場所がありました。場所としては日当たりもよく段々の土地となっており、今回転用目的である太陽光パネルの設置については適した場所になっているのではと思います。</p> <p>周辺につきましても大きな民家が密集しているような場所ではございませんので、苦情がでるようなこともないのかなと思われます。今回〇〇さんから〇〇というところに売買されるそうです。</p> <p>取得は現状をそのまま利用するとのことで、農業をされていたころにおそらく利用していた貯水槽があるそうですが、撤去して草刈を行い、水路についても設置済みで自然流下で対応することです。</p> <p>このまま荒廃していくよりは、別利用でも土地活用されるほうがよいと思われます。問題はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第7、議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第8、報告第14号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」及び日程第9、報告第15号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第14・15号について併せて、ご報告いたします。</p> <p>相続があった場合農地法の許可を要しませんが、農地法第3条の届出を行うこととなっております。今回11月の一月の間に1件届出がありましたことを報告とします。</p> <p>また、市街化区域内の農地については、許可を必要とせず、届出により転用することができることとなっており、この度農地法第5条の届出が1件ありましたことを報告とします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>引き続き、事務局から事務連絡をお願いします。</p>
事務局	(事務連絡)
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次回の農業委員会は1月20日（木）に開催予定です。</p> <p>議案については1月11日（火）以降に事務局から送付予定です。</p> <p>以上をもちまして、令和3年第10回熊野町農業委員会を閉会します。</p>